

令和4年第12回教育委員会定例会
(6月27日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和4年6月27日（月）午後2時02分から午後2時43分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	神田しげみ
委 員	高森 大乘
委 員	垣内恵美子

○出席者

事務局次長	梶 靖彦
庶務課長	横倉 亨
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	清水 良登
放課後対策担当課長	小野田 登
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	村松 克尚
中央図書館長	大塚美奈子
事務局副参事	河野 友和

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 平和を学ぶ会・台東が実施する事業に対する後援について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

イ 令和4年第2回区議会定例会一般質問について

(2) スポーツ振興課

ウ スポーツ施設におけるグラウンド開放について

3 その他

- ・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について

午後2時02分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和4年第12回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

また、末廣委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ許可することといたしたいと思っております。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。日程第1、教育長報告の報告事項、スポーツ振興課のウについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと考えられます。つきましては、順序を変更して最後に聴取いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、その様に決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、平和を学ぶ会・台東が実施する事業に対する後援名義使用について、ご説明をいたします。資料1をご覧ください。

本事業名称は、「映画『ちむぐりさ 菜の花の沖縄日記』上映会」でございます。実施日時につきましては、令和4年11月23日水曜日、祝日、午後1時30分からでございます。実施場所につきましては、生涯学習センターミレニアムホールでございます。入場者数は200名を予定しているところでございます。

続きまして、事業の目的です。本事業を通じて、平和や教育、文化活動が果たす役割とは何かということについて、多くの方たちと一緒に考えるきっかけとすることを目的としております。

裏面をご覧ください。事業の内容でございます。映画「ちむぐりさ 菜の花の沖縄日記」は、2020年の春に公開された、沖縄テレビ放送開局60周年記念作品でございます、沖縄のフリースクールで過ごした一人の少女の視点を通じて描かれたドキュメンタリー映画で、この映画を通じまして、沖縄の現状と平和の尊さについて理解を深めていただく内

容ということになっております。

続きまして、入場料につきましては、鑑賞料として1,000円徴収するということになっております。本事業の後援名義の使用について得られます効果につきましては、事業の周知が行いやすくなるということでございます。他の団体につきましては、今のところ後援依頼はしていないということでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防計画書については、添付のとおりでございます。

簡単ですが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご協議いただきますようお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 この映画はどのような内容のものなのか、私は観たことがないのですけれども、過去に同じような上映会を違う地域でやっているのかどうか。どんな実績や反響があったかというのがもし分かれば教えていただきたいのですが。

○庶務課長 すみません、まだこの団体は、他の所でやった実績というのとはお話は聞いていないところです。比較的新しい団体で、社会教育団体で活動し始めたということで聞いております。

あらすじの内容につきましては、ちょっと粗々ですが、簡単に紹介しますと、石川県の親元を離れ、沖縄で一人暮らしを始めた少女が、戦時中学校に通えなかった高齢者らと交友を深め、沖縄文化を体験したり、沖縄戦の体験者の話を聞いて、今も米軍基地で辛い思いを抱えている人たちを訪ねるなど、沖縄が現在抱えている現実を見つめながら素直な感性で向き合っていくというような内容だそうでございます。

○高森委員 ドキュメンタリータッチの映画ですね。

○庶務課長 そうですね、そういう形での内容となっているそうです。

○高森委員 そうするとこの映画自体は市販されているものではないのでしょうか。

○庶務課長 ちょっと市販のところはまだ確認していませんが、ただ、こちらは映画ですので、2020年の春に公開された映画になっていますので、もしかしたら他のところで。沖縄テレビの放送開局60周年記念として映画を作ったものになっておりますので、もしかしたら、一般のところでもあるのかもしれませんが、ちょっと確認はしていないところでございます。

○高森委員 分かりました。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のア、及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、次に報告事項、庶務課のア、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、5月分です。資料2をご覧ください。今回は10件いただいているところでございます。

まずは、学務課取扱分が1件でございます。件名1、区立幼稚園の預かり保育についてです。要旨です。幼稚園の年少に子供が入園し、預かり保育を利用している。現在では、学校行事へ参加等の理由や証明書の提出がないと一時利用さえできません。空きもあることから、理由を問わず一時利用させてもらいたい。ご検討をお願いします、ということのご意見です。

続きまして、放課後対策担当取扱分が1件です。件名2、学童施設（こどもクラブ）のトイレ洋式化についてです。要旨です。寿こどもクラブへ見学に行ったところ、トイレの一部が和式であった。昨今の感染リスクや、今は和式トイレを利用しない子供たちが多いということから、全てのトイレを早期に洋式化していただきたい。今後区としてどのような計画になっているか教えていただきたい、というご意見でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。指導課取扱分が4件です。コロナのマスク等の対応についてのご意見を中心にいただいております。

件名3、リバウンド警戒期間の終了に伴う学校園の対応についてです。要旨です。「リバウンド警戒期間の終了に伴う学校園の対応について」通知が配布された。通知には「体育の授業等や登下校時にはマスクを外すよう指導します」とあったが、区のホームページに掲載されている発生状況等を確認する限り、10代以下の生徒児童の感染状況が好転しているようには思えない。感染対策を緩和させるような指導を行う科学的根拠はあるのか。また、通知には「熱中症予防対策を最優先」とあるが、コロナ禍以後、マスクをつけていることにより熱中症が急増したというデータはあるのか。マスクを外す以外に熱中症予防対策として、どのようなことをしているのか。また今後、区内の学校園において集団感染が発生した場合、このような通知を出した区の責任も問われると思うが、どのように考えているのか。マスクを外して感染した生徒児童は自己責任だとされるのではないかと危惧している。責任の所在を明確に示してほしい、というご意見をいただいております。

次ページをおめくりください。件名4、学校でのマスク運用についてです。要旨です。4月28日に文部科学省より熱中症予防を促す通知が出された。体育や運動部活動でマスクは必要ないと呼びかけているようだが、台東区内の学校ではまだ体育でマスクを着けさせている。事故が起こる前に区から学校へ着用をやめるように通達してほしい。

件名5、学校の体育、登下校のマスクについて。要旨です。台東区では未だ屋外の体育でもマスクが必須だ。早急に文部科学省の指示どおり対応してほしい。

件名 6、登下校のマスク着用について。小学校の子供たちがマスク姿で登校している。子供たちが不欄である。屋外では子供たちにマスクを外すように提案してあげてほしい、というご意見です。

続きまして、スポーツ振興課取扱分が 3 件です。件名 7、施設利用の適正化についてです。要旨です。区の施設の抽選には、在住、もしくは在勤・在学が条件になる。在勤証明書の要件が不十分である。区が作成した文書に事業主が書き込めば在勤証明書として認められている。テニスコートの利用の際に気付いたが、個人利用主が事実と違う在勤証明書を書き不正利用しているケースが多くあるようだ。このことについて、調査、及び適正化の働きをしてほしい。これは週末の抽選倍率が高くなっているテニスコートだけでなく、他の施設にも該当する問題かと思う、というご意見をいただいております。

続きまして、4 ページをご覧ください。件名 8、スポーツ教室についてです。要旨です。リバーサイドスポーツセンターで、小学生対象のバドミントンやバスケ等、運動が苦手でも、ちょっと参加してみようかなと思える、いろいろな球技を体験できる講座があると嬉しい。気軽に参加できるものがあるといいな、ということのご意見です。

件名 9、小学校高学年の運動場について、要旨です。小学校 4 年生以上が思いっきり身体を動かせる公園や施設が全くない。近くの公園が小さいので、他の区へ移動しているが、そこも取り合いだ。スポーツテスト等でもっと運動しましょうとあるが、どこですればいいのか。子供の場所を作ってほしいというご意見です。

最後に、中央図書館取扱分です。図書館の予約枠数についてです。要旨です。図書館で利用できる予約枠は現在 10 枠だが、足りないため、増枠やシステムの改変をしてほしい。3 人待ちの予約は受け取るまでに 1 か月以上かかる。資料を連番で予約しようとしても枠がないため、場合によってはスムーズに借りることができない。予約の増枠、あるいは「まだ前に 3 人以上いる予約は何件まで予約数としてカウントしない」などといった対応をしてほしいというご意見です。

続きまして、報告事項、庶務課のイ、令和 4 年第 2 回区議会定例会一般質問事項についてです。資料 3 をご覧ください。

こちらは、令和 4 年 6 月 10 日に実施されたものでございます。教育委員会につきましては、5 人の議員より一般質問がありました。それでは、質問内容について、ご説明させていただきます。

おめぐりいただきまして、資料の 3 ページをご覧ください。河野議員よりご質問をいただいております。3、区立中学校に関する教育問題についてです。教育長について、次の 3 点を伺う。区立中学校の校庭は、どの学校も狭く、部活動や生徒の活動が制限されてしまう。区立スポーツ施設の柔軟な運営により、区立中学校が優先利用できるようにすべきと考えるが、どうか。2 番目です。区立中学校に進学してもらえるよう、より各校の特色を出すことが必要であるとする。生徒が自分の個性に合った学校を選択できるように、先進的な取組みを行う重点教科教育校を教育委員会が指定すべきであるとするが、どう

か。3 番目です。各校の特色を分かりやすく伝え、さらに選択制をよりよいものとしていくために、様々な媒体を活用しながら、発信の充実を図っていく必要があると考えるがどうか、でございます。

答弁につきましては、下記のとおり答弁をさせていただきます。

続きまして、早川議員のご質問でございます。2、待機児童解消に向けた放課後対策の充実についてです。要旨です。こどもクラブの待機児童数は増加傾向にあり、その解消に向けては、公設に限らず、民間施設の誘致による整備や、放課後子供教室の実施時間延長等の検討が必要であるとする。新たな方策を検討し、その実行計画を立案すべきと考えるがどうか、教育長の所見を伺う、というご意見です。

答弁につきましては、下記のとおり答弁をさせていただきます。

続きまして、鈴木議員より、子育て支援について、ご質問を4点いただいております。

質問要旨です。子育て世帯の毎月の給食費の負担は大変である。義務教育に、給食費をはじめ私費負担があることについて、どのように認識しているのか。2 番目です。教材費・給食費・PTA 会費等の私費負担の調査は、どのように行われているのか。3 番目です。他自治体では、期間限定でも家計急変の世帯への対応などで給食費の自費分補助をしているところもある。本区が、給食費無償化に踏み切らないのはなぜか。また、無償化が難しいのであれば、まずは自費負担の2割程度から補助をすべきと考えるが、どうか。4 番目です。登校できない児童生徒がオンライン授業を受けた場合、出席扱いにすべきであるとするが、どうか、というご質問をいただいております。

答弁につきましては、以下のとおり答弁をさせていただきます。

続きまして、中村議員より、マスクの着用について、ご質問をいただいております。学校現場において、今一度マスク着用が感染症予防にとって必要であることとともに、着用の有無による差別や偏見が生じないように丁寧な説明が必要であるとするがどうか、教育長の所見を伺う、というご質問でございます。

答弁につきましては、次ページのとおり答弁させていただきます。

最後に拝野議員から、池波正太郎生誕100周年記念事業について、ご質問をいただいております。要旨です。令和5年は池波正太郎氏の生誕100周年の年であり、アピールをする絶好の機会であるとする。池波正太郎氏の功績をたたえ、どのような記念事業を計画しているのか、教育長に伺う。また、記念グッズの作成など、地場産業と連携した取り組みも必要であるとするがどうか、併せて所見を伺う。以上の質問をいただいております。

それぞれ、記載のとおり答弁をしております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは庶務課のAについて、「区長への手紙」でございます。何かご質問はございませんか。

○神田委員 1 点目は、預かり保育を受けるためにその理由と言いますか、条件があるのかとは思いますが、どの程度のものなんでしょうか。教えていただきたいです。

2 点目は、トイレのことですが、現状は洋式の需要がほとんどかと思うのですが、どの程度整備されているのでしょうか。

3 点目ですけれども、7 件目のところですが、施設の利用についてということで、現状で使いたい人たちが使えるようになってきているか、また現状を調べたりしているのかということをお伺いしたいです。以上です。

○学務課長 1 点目の預かり保育の要件について、お答えします。預かり保育、大きく分けて、登録利用する形と、一切の事前登録がなく申し込める形の 2 種類ございます。登録利用の中にも、定期利用か不適利用可というような定めがございます。

それで、この定期利用が、衆に 5 日以上、あるいは月 20 日以上就労をされていることを要件としています。登録利用の中の非定期利用、これも理由がございまして、先ほど申し上げた定期的な就労以外の、一時的なパートみたいな形の就労ですとか、あと、疾病ですね、病気、あるいは妊娠・出産、介護・看護、就学・求職活動等、そういったのを理由に預かりをさせていただいている場合。

冒頭に言いました、それとは別の、全くの事前登録が必要ない一時利用なんですけれどもこれについてもやはり要件はございまして、保護者の学校行事の参加や通院、そういった何かしらの理由を求めているような状況でございます。

○神田委員 そうすると、例えば、一時利用の場合に、その要件に合わない場合に、空いていても利用できないということですね。急にちょっと休みたいという要望もあるのかとは思いますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○学務課長 まず、神田委員がおっしゃるとおり、今私も説明したとおり、何かしらの理由がないと、本当の、ただのリフレッシュというような目的で使うのは、今現時点では使えないです。ただ、実はこのご意見をいただいた方とも面談をしてお話をし、ここに書いてある通り、3 歳と 1 歳の子供、両方の育児が大変なので、ということでおっしゃってはいたんですけど、そこは現時点では何かしらの理由が必要であるということと、あと、今この解答のほうにも少しちょっと書かせてもらったんですけども、今後、10 園の在園に向けて、預かり保育等のアンケート調査を取ろうと今企画をしているところです。ちょっとそういったところの結果も踏まえながら、また一方で、やはり区立幼稚園だけがそういった形で、区立幼稚園がそういった形で広げてしまうと、今度は私立幼稚園とのバランス等もありますので、そこをちょっと注意しながら考えてまいりたいと思います。

○神田委員 ありがとうございます。よく分かりました。いろいろなバランスとかもあると思うので考慮しなきゃいけない点がたくさんありますけれども、もしも、優先順位はある課もしれませんが、そのリフレッシュというような意味でも受け入れが可能になると、保護者も有り難いのかなというふうにはちょっと思います。いろいろありがとうございます。

○放課後対策担当課長 それでは、児童館とこどもクラブのトイレの洋式化について、ご説明させていただきます。

学童施設、こどもクラブ 24 施設、児童館が 8 施設、区内でございまして、そのうち、和式トイレがございまして、寿児童館のみ、1 施設となっております。寿児童館は、地下 1 階から 3 階まで各フロアにトイレがありますけれども、1 階が和式のみという状況でございまして、所管といたしましては、洋式化に向けて進めているところではあるんですけれども、予算の中で緊急性の高いものを順次行っておりますので、引き続き調整しながら、なるべく早く解消するように進めてまいります。

○神田委員 承知しました。ありがとうございます。

○スポーツ振興課長 質問の 3 点目、項目の 7 番目ですね、不正利用ということで、適正化ということですが、こちら、施設を利用する際には、公共施設予約システム、こちらのほうを利用してございまして、こちらは事前に窓口で利用登録が必要となっております。その中で、在住という方は住所ですけど、在勤の方につきましては、社員証や在勤証明書、こちらのほうを提出いただきまして、区内在勤であることを確認した上で、登録させていただいているというところがございます。

○神田委員 かなり希望者が多くて、取る方もまた区の方もご苦労されているんですかね。

○スポーツ振興課長 今回の件で行きますと、テニスコートの利用をされている方でこのようなご意見をいただいたところではございます。テニスコートは確かに非常に申込みが多くて倍率が高くなっているのが現状ではございます。区としても、スポーツ施設の中でも、テニスコートは比較的多めに用意はさせていただいておりますので、その中で、我々としては公平に抽選した上でご利用いただいているという認識ではおりますので、引き続きご理解いただきながら運営していきたいなと思っております。

○神田委員 ありがとうございます。

○垣内委員 件名③で、感染症対策の科学的根拠についてということですが、これ、理由は文科省等に問い合わせしてほしいというご回答なんですけど、本区のご担当としてはどういうふうに認識されているのかとか、つまり通知を出すに当たっては多分科学的な根拠に基づいて通知を出されたと思うんですけど、そのあたりは当然確認をされているかと思うのですが、そこはどうなっているんでしょうか。

○指導課長 本区としましては、やはり都全体、それから区全体の感染状況を踏まえて、ただ、その根拠、データとして出せるものがないので、詳しい状況というのは、文科省の通知を私たちも踏まえて、学校に通知しているということなので、科学的根拠について、回答ができないということだったので、こういう回答をさせていただいたということがございます。

○垣内委員 でも多分、国も都も、何か専門家の見解とか、既往の研究成果とかを踏まえて、だからこういう状況ではマスクを外していいとか、付けたほうがいいというようなことをおっしゃっているのではないかと思うんですけど、そこは確認はされていて、そのことはお伝えはしないということなんですかね。

○指導課長 文科の通知自体にも、この辺りの根拠ということを、決してはっきり明確に

書いているわけではないんですよ。やはりその地域毎の感染状況に応じて、というふうな書きかたなので、ということと。

○垣内委員 国はネーションワイドだから。でも東京都は、多分それなりに、東京都内の何か絞り込んだコメントにはなっていないのでしょうか。誰も何も確認しないままマスク着脱の通知が出ているということではないだろうと思うので、どこかで何らかの確認をしているんだろうと思うんですけど。

○指導課長 こちらは、やはり熱中症、マスクをしていて熱中症が発生したと疑いがあるという事案は昨年発生はしているんですが、これについて、絶対にマスクをしていたために熱中症になったかどうかというデータというのは、基本的に情報としてはないので。ないので、私たちもやはり、マスクをしての熱中症の発生というのは、非常に危惧するということで、こういった通知になったということで、決してそのマスクをしていて熱中症になったということがイコールで結び付けられるデータは、こちらとしては確認できていないわけです。

○垣内委員 分かりました。

○矢下教育長 それでは、次に、庶務課のイについて、一般質問でございしますが、ご質問はございせんか。

○垣内委員 2点お尋ねしたいと思います。まず1点目は、河野先生の、台東フロンティアのご質問の中で、運動・部活動を段階的に地域移行していくということですが、このスケジュール感みたいなものは少し詳細に見えてきているのか、まだ今後そのスケジュールも含めて検討という段階なのか。併せて、これ、運動部の活動、これはスポーツ施設の話なのでそうなっているかと思うんですが、多分文化的な活動のクラブ活動もあると思うんですが、それも含めて、地域移行はどんなふうに進んでいきそうなのかという、現状について教えていただければというのが1点。

2点目は、この鈴木先生のご質問の中で、オンラインで授業を受けたときに出席扱いかどうか。前回もずっと議論があったかと思うんですけど、ここでは、教育長答弁の中で、昨年度の入学選抜でも不利益はなかったとご回答されているんですけど、これは具体的にはどういう状況なのかというのをちょっと教えていただければというのが2点目です。以上です。

○指導課長 まず、部活動の地域移行に関しましては、この前、スポーツ庁のほうから、提言のほうを示されたというところで、我々も事前に検討できるところから検討して始めているところですが、今現時点で方向性が明らかに決まっているというものが、今ない状況でございします。

今後、東京都からも何等かの方向性や、都としての考え方も示されるというふうに伺っておりまして、我々も今回出た提言と、都教委からの情報とを精査しながら、今後も検討を進めていく予定で、7月に再度検討の会議を行う予定でございします。

文化部に関しましても、文化庁のほうから、7月に何らかの提言を示すという、現時点で

は情報が入っておりますので、それを踏まえてそちらのほうも検討をしていくというふう
に考えております。

続いて、2点目のオンライン授業の状況で、入学選抜での、影響がないというところ
では、やはり、都立入試の調査書のほうには、こちらの出席状況について書く、記入する欄
がないということもございますし、それから生徒のほうから中学校のほうに保護者等から
不利益を感じたとか、そういう問合せは1件もなかったということで、学校側としても、
この状況、出席停止扱いということで不利益になったと感じる部分がなかったというこ
とを各中学校、本区の中学校から確認をしております、こういう答弁を、ということにな
りました。

○垣内委員 これは私学も同じですか。

○指導課長 私学についても、要は今回の入学者選抜、私立も含めて、特段出席停止に関
しての影響は、どの学校もなかったということで聞いております。

○垣内委員 ありがとうございます。

○矢下教育長 その他、よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のア、及びイについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○矢下教育長 次に、その他事項についてでございます。

事前に資料を配付させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、こ
の資料について、ご質問や補足の説明等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより、議会報告前の
案件について、聴取いたしたいと思っております。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

〈日程第1 教育長報告〉

2 報告事項

(2) スポーツ振興課 ウ

○矢下教育長 それでは、教育長報告の報告事項を議題といたします。

スポーツ振興課のウについて、スポーツ振興課長、報告をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、スポーツ施設におけるグラウンド開放について、ご報告いたします。資料の4をご覧ください。

項番1、概要でございます。現在、区の公園では、スポーツコーナー設置の7か所の公園以外はボール遊びが禁止されております。そのため、子供たちにボール遊びができる場所を提供するため、区のスポーツ施設のグラウンドを無料で開放しております。今回、区内南部の子供たちが利用しやすいように、新たに柳北スポーツプラザのグラウンドを開放いたします。

項番2、柳北スポーツプラザのグラウンド開放でございますが、開放日は、第2・第4土曜日の9時から12時半で、令和4年9月から開始いたします。

項番3、たなかスポーツプラザでは、既に毎週土曜日にグラウンド開放を実施しておりますが、利用人数、実績が少ないこともあり、実施日を、第2・第4土曜日に縮小いたします。変更時期は、令和4年9月からでございます。

項番4、台東リバーサイドスポーツセンターでは、施設規模が大きいため、令和4年4月から試行的に陸上競技場のトラック内を開放しておりますが、利用状況を見ながら、今後の本格実施について、検討してまいります。

最後に、項番5、今後の予定でございます。令和4年7月の区民文教委員会に報告した後、区民への周知を開始、9月から実施いたします。

ご報告は以上となります、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 割とスポーツをやる場所って、台東区内では少ないかなというふうに思っていたんですけど、このたなかスポーツプラザの利用人数が少ない理由っていうのは、何かどこかに障害、つまり使い勝手が悪いとか、何か理由があるのでしょうか。

○スポーツ振興課長 利用の少ないというところなんですけど、ちょっと原因は具体的にこれだというのは見当たらないのが現状でして、ただ、学校が第1・第3土曜日に土曜授業を実施しているところが多いということで、利用状況を見てもみますと、やはり第1・第3土曜日の利用が0人であったりというような状況がございます。逆に、第2・第4の利用については、1日あたり、大体0人から10人とかという形で、その日によっても変わってくるんですけども、比較的、第2、第4、土曜授業のない週の土曜日というのが利用が多くなっておりますので、そこは残して、引き続き使っていただければというふうに考えているところでございます。

○神田委員 4番のリバーサイドスポーツセンターのほうは、試行中ということなのでしょうが、実際に4月からの状況で、利用しているのは小学生が多いのか、または大人が多いのか、どの程度使用されていて、今後そういったことを参考にして本格実施となるのでしょうか、その流れというのはどのようになっているのか。

○スポーツ振興課長 リバーサイドの利用状況ですが、4月につきましては、約40名、1日あたり約40名のご利用がございました。ただ、この40名につきましては、ある意味、

スポーツチームに属している子供たちが自主練で集まってやっているようなイメージの利用が主でした。5月につきましては1回だけ、第4土曜日だけ開催されたんですけども、こちらは子供が4人利用ということで少なかったです。6月については、まだ実績がないというような状況でございます。

○神田委員 分かりました。

○高森委員 垣内委員がおっしゃったように、確かに台東区内は、スポーツをする場所が少ないという気がするのですが、谷中もセンターを活用できないだろうかとは思いますが、取りあえずはまずこの3か所で、台東区内でいうと、たなかが北で、柳北が南で、リバーサイドは東、西は谷中があるんですけどね。そういったようにうまく割り振られてはいるようですが、実際に小学生・中学生が利用するにあたっては、やっぱり遠いところにはなかなか行かないかと思えます。リバーサイドは比較的広範囲から子供が来るかもしれませんが、例えば、南部地域の子供たちはたなかに行くことはまずないでしょうし、そうすると大体このそれぞれのスポーツセンター、スポーツプラザの利用者というのが限定されてくると思うんですよ。やはり施設近隣の小学校・中学校の子供たちが利用する可能性が高いと。そうすると、その利用状況をこれから分析していくのに、大体どのくらいの人数がこの1つの施設の利用をする可能性があるかということも分析しておかなければいけないのと、それとあと、学校によっては、土曜開放をやっているような場合、校庭開放で子供たちが遊べば、当然こっちに来る数も減るでしょうし、そういったこともまた検討しながら、と思うんですね。分析していくと、だいたいどのくらいの利用頻度があるかということも分かってくると思うので。たなかスポーツプラザの利用人数が少ないというのは、近隣小学校は東泉と石浜くらいですかね。柳北やたなかは台東区の外縁部なので、限られた学校が利用するでしょうから、そういったことを考えると、利用ニーズが少ないのは、多分それも理由なのかなという気がいたします。だから、数字上は利用人数が少ないからといって、なくすという必要はないですし、がっかりすることもないと思う。開いておくということに意味があると思えますから、ぜひよろしくお願いします。

ちなみに、大人の利用は、この柳北・たなかは無料なんですか、全て。

○スポーツ振興課長 こちらの柳北スポーツプラザとたなかスポーツプラザにつきましては、大人も無料でご利用いただけるという状況です。

○高森委員 柳北とたなかはリバーサイドほどは広くないでしょうけれどもね、限られたスペースで、グラウンドを使って。私も最近の様子を見たことがないので、また分かりましたら利用状況をお知らせいただければと思います。新規ですからこれからでしょうから。以上です。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、スポーツ振興課のウについては、報告どおり了承いたします。

3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後2時43分 閉会